

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 運営委員会規程

第1条 公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「県ス協」という。）定款第40条の規定に基づき、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、県ス協の運営について審議する。

第3条 委員会の委員は、県ス協の会長、副会長、専務理事のほか、次に掲げるものの中から10名程度を県ス協会長が委嘱する。

- (1) 県ス協役員
- (2) 県ス協評議員
- (3) 学識経験者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は県ス協会長、副委員長は県ス協副会長とする。

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。